

文京区立森鷗外記念館運営協議会設置要綱

24文アア第773号平成25年3月15日区長決定
27文アア第661号平成27年9月17日部長決定
28文アア第789号平成28年11月11日部長決定
2019文アア第914号令和元年10月18日部長決定

(設置)

第1条 文京区立森鷗外記念館(以下「記念館」という。)の利便性を向上させるとともに、記念館の適正な運営に関し協議するため、文京区立森鷗外記念館運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 記念館の事業方針、事業企画及び中長期的な構想の提案に関すること。
- (2) 記念館の事業方針、事業企画及び中長期的な構想に係る助言等に関すること。
- (3) その他記念館の運営に必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員9人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 区内関係団体等の推薦による者 3人以内
- (3) 区職員 2人

2 前項第3号に規定する区職員は、アカデミー推進課長及び観光・都市交流担当課長の職にある者とする。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(関係者の意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある者に協議会への出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、アカデミー推進部アカデミー推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年3月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年11月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月18日から施行する。